

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

核兵器等以外の兵器等の開発、設計又は使用のために利用されるおそれのある特定の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を居住者が非居住者に対し提供しようとする取引について、許可を要することとすることその他所要の規定の整備をすること。

(別表関係)

第二 輸出貿易管理令の一部改正

核兵器等以外の兵器等の開発、設計又は使用のために用いられるおそれのある特定の貨物の輸出について、許可を要することとすることその他所要の規定の整備をすること。

(第四条、別表第一、別表第三の二及び別表第三の三関係)

第三 この政令の施行期日に関する規定を設けること。

(附則関係)